

吉野町新行財政改革プログラム

吉 野 町
平 成 1 7 年 9 月

「吉野町新行財政改革プログラム」

1. はじめに

21世紀を迎えた今日、わが国は、少子・高齢化社会の到来、長期にわたる経済の低迷、情報化の進展、国際化、人々の価値観の多様化等により、かつて経験したことのない社会経済全般にわたる大きな転換期に直面しています。

地方行政においても、地方分権の進展、危機的な財政状況への対応、市町村合併の全国的な展開等、かつてない大変革が起きています。

吉野町においても、平成11年6月に「吉野町行政改革大綱及び実施計画」を策定し、行政改革に取り組んできましたが、今こそ、更なる町行財政の抜本的な大改革が必要であり、この新行財政改革プログラムで、目標及び理念、実施期間及び各項目の改革方針を明らかにした上で、改革を断行しなければなりません。

この改革により、まず職員ひとり一人が変わらなくてはなりません。町役場が変わらなくてはなりません。

そして、限られた財源の中で行政サービスの維持・向上を図り、「町民の幸せ」を実現し、元気な「吉野町」を目指すために、行政と町民が一丸となって改革を推進していく決意です。

2. 行財政改革の背景

(1) 地方分権の進展

平成12年度より、いわゆる「地方分権一括法」が施行され、国と地方は、これまでの「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係となり、新たな体制を構築する必要があります。

分権下では、町民に対する行政サービスは、町民に一番身近な行政主体が提供することが基本とされており、限られた財源を有効に活用しながら、自らの判断と責任で個性あるまちづくりを進めることが、地方自治体、特に市町村に求められています。

と同時に、地方分権の進展に対応して、住民自治を一層推進することが求められています。吉野町では、かねてから取り組んでいる「吉野曼荼羅まちづくり会議」の活動等を更に発展させるとともに、今後とも住民が行政に広く参画できる体制を目指し、自己決定・自己責任の原則に基づく自治を実現していくことが、これからの課題となります。

特に、吉野町においては、過疎対策とともに、本格的な少子高齢化社会の到来により、町が提供するサービスの内容が高度化・多様化される中で、自ら知恵を絞って、その水準を確保することが求められています。

(2) 厳しい財政状況

わが国の経済は、バブル崩壊以降、依然として厳しい状況を脱せず、低迷しており、国や地方の財政は、税収の低下が著しく、一方で経済対策等を長く続けた過程で、多額の借入金残高を抱え、平成15年度末では、借金がおよそ700兆円にも達するなど、厳しい状況となっています。

吉野町においても、長引く景気の低迷等により、今後も税収の伸びは期待できず、更には三位一体の改革等による地方交付税の一層の抑制等により、歳入面は落ち込む一方であり、事実上破綻状態と言わざるを得ない状況にある。

このような厳しい財政状況の中で、今後、新たな住民ニーズに対応していくためにも、行財政全般にわたる仕組みを大胆に見直すことにより、簡素で効率的な行財政運営が求められています。

3. 行財政改革の基本理念

(1) 効 率

行財政改革の最も重要な要素の一つに、「業務の効率化」があります。一般的に、行政官庁は、民間と比較すると競争原理の欠如等から「コスト意識の希薄さ」や「業務の自己増殖」といった欠点を持ち、効率性に欠ける部分があることを反省しなくてはなりません。

本町の行政運営においても、これらの観点から徹底した見直しを行い、公共性・平等性・公平性の原則に留意しつつ、特に民間の経営手法、コスト感覚に学び、徹底した効率化、減量化、経費の節減に努めなくてはなりません。

(2) 自 立

地方分権が進展している中、自治体は自己決定、自己責任を基本とし、経済的にも政策的にも自立していかななくてはなりません。

国では、地方行財政改革について、補助金、交付税、税源移譲の三位一体の改革を推進しており、その中には、全国一律のサービス実現のための財源保障制度の見直しも含まれています。これらの動向に留意しつつ、財政基盤上も自立する自治体を目指さなければなりません。

また、地方分権の本来の姿が、地域での生産を生かし、地域特性に合った、自立的で多様な生活を送ることとするならば、地域の資源を生かし、地域とともに生きている地域企業と一緒に、本町独自の地場産業活性化策を打ち出し、効率的自治体運営が出来るように基礎体力を強化しなければなりません。

政策分野でも、これまでの国・県に追従した事務執行型の体制から、自ら政策を立案実践する政策形成型の行政へ変革しなければなりません。

(3) 協 働

町民と行政の協働を推進しなくてはなりません。これまでは、公の領域については行政がほとんど担ってきました。これからは、町民、地域、NPO 等の団体や民間の多様な人々が支えるシステムに転換しなければなりません。

個人ができることは、まず個人が行い、できない部分を地域や民間が補完し、さらに地域や民間でできないことを行政が補完していくといった「補完性の原則」により、多様な人々による役割分担が求められます。

そして、これらの役割分担によって、それぞれの長所、機能を最大限発揮し、多様な人々が公の領域を支える、協働の行政を推進し、地域そのものが育んできた資源を、行政と町民が共に守り育てていかなくてははいけません。

4. 実施期間

実施期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とする。

5. 改革項目及び方針 (詳細は別紙)

- (1) 財政運営の健全化
- (2) 事務事業の見直し
- (3) 組織・機構の改革
- (4) 職員の意識改革
- (5) 住民参加

新行財政改革プログラム改革項目及び方針

1. 財政運営の健全化

極めて厳しい財政環境の下で、新しい財源の確保等に努力をし、積極的に簡素で効率的な財政運営に取り組み、将来にわたっての健全財政の維持に努める。

(1) 財政の健全化の推進

① 中、長期的な見通しに立った、財政運営の改善に取り組むことが不可欠であり、具体的かつ的確な財政運営を図る。

② 財政運営健全化計画の策定を早急に行う。

(2) 経常経費等の抑制及び自主財源の確保

① 人件費の抑制

経常経費に占める割合が高い人件費について、社会情勢に照らしながら抑制を図る。

② 補助金等の見直し

補助金等については、町行政の責任領域、経費負担のあり方、行政効果等の観点から再点検し、廃止、縮小、統合等を含め整理合理化を図る。

③ 使用料、手数料等の見直し

i 使用料の見直し

・住民が利用する施設部分に係る経常的な管理運営費をもって算定基礎額とし、施設の設置目的・性格や民間との競合などを考慮して、施設毎に使用料を設定する。

ii 手数料の見直し

・法令によるもの以外は、サービスに要する人件費、物件費及び機器類の減価償却費相当額の全てを算定基礎額とし、算定基礎額の全額を利用者の負担とすることを原則とする

④ 財源の確保

町税等の滞納金、未収金については全庁的に取り組み徴収率の向上を図る。遊休資産等可処分財産についても、積極的に処分を含め活用を図る。また、新たな財源の開拓等を行い、自主財源の確保に努める。

2. 事務事業の見直し

行政の責任分野を見直すとともに、現在執行している各種の事務事業について目的の達成度や、類似事業の整理・合理化を進め、事務事業の再点検をはかる。

(1) 事務事業の整理合理化

- ① 現在行っている全ての事務事業をゼロベースから見直し、必要性が低くなった業務や効果の薄くなった業務については、精査の上、廃止に取り組む。また、継続して行う事務事業についても、更なる効率化、簡素化を図る。また、休止、凍結、実施時期の見直しも行う。
- ② 本来、民間で行うべき事務事業、民間で実施した方が望ましい業務については、今後積極的に民営化の推進を図る。また、行政の管理監督のもとに、民間や民間の団体等で実施可能な事務事業については、計画的に民間委託を推進し、財政負担の軽減を図る。

3. 組織・機構の改革

新たな行政課題や住民のニーズに即応した施策を円滑に遂行できるよう、組織・機構の見直しを行い、効率化と連携を図る。

(1) 組織・機構の見直し

- ① 柔軟で機能的かつ町民に分かりやすい組織、機構とする。
- ② 効率的に施策を推進するため、組織のフラット化が必要であり、係別の分掌事務を固定した組織ではなく、所属全体の業務を総体的に執行するとした観点から、グループ制の検討を行う。

(2) 定員管理、人員管理

- ① 職員配置の徹底した見直しを進め、新たな行政課題に対応した簡素で効率的な執行体制の整備を図る。
- ② 臨時、非常勤職員についても適正配置及び人員削減を行う。
- ③ 職員の能力が一層発揮できるよう、成果主義、能力主義に基づく適材適所の任用を行う。

4. 職員の意識改革

厳しい財政状況を直視し、「自らが改革の主体者であること」を改めて認識し、より一層危機感をもって行財政改革に取り組むよう意識を変化させる。

(1) 職員研修の充実

- ① 町財政を勘案した日常業務の遂行にあたり、職員一人ひとりの問題解決能力、政策形成能力、法務能力の向上に向けた研修を図る。
- ② 日常業務における課題の的確な把握及び、それらの解決に向けた能力形成が必要となることから、課内研修の充実を図り、自己啓発、自己研修意欲の向上を図る。

5. 住民参加

本格的な地方分権の時代を迎え、新たな時代の要請に的確に応えていくためにも住民と職員が協働して、いきいきとした個性的で魅力ある町を創造することが重要である。

(1) 計画への参加（住民と行政の協働システムの構築）

- ① 審議会、委員会などへの広範な選出と公開を図る。

(2) 住民活動への支援

- ① 住民団体の育成、支援を積極的に行う。

(3) 情報公開の推進

- ① 町民と情報を共有し信頼度を高めるため、広報紙等を活用し、情報をわかりやすく町民に提供するなど情報公開を進める。